

寒川町指定管理者選定委員会規則新旧対照表

現行	改正案														
～略～	～略～														
(委員会の委員)	(委員会の委員)														
第2条 (略)	第2条 (略)														
2 条例第12条第3項第2号の町職員は、副町長、 <u>企画政策部長</u> 、総務部長、町民部長、福祉部長、健康子ども部長、環境経済部長、都市建設部長、拠点づくり部長、消防長、議会事務局長及び教育次長とする。	2 条例第12条第3項第2号の町職員は、副町長、 <u>企画部長</u> 、総務部長、町民部長、福祉部長、健康子ども部長、環境経済部長、都市建設部長、拠点づくり部長、消防長、議会事務局長及び教育次長とする。														
(委員長及び副委員長)	(委員長及び副委員長)														
第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ副町長及び <u>企画政策部長</u> をもつて充てる。	第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ副町長及び <u>企画部長</u> をもつて充てる。														
2・3 (略)	2・3 (略)														
～略～	～略～														
(庶務)	(庶務)														
第9条 委員会の庶務は、 <u>企画政策部</u> 企画政策課において処理する。	第9条 委員会の庶務は、 <u>企画部</u> 企画政策課において処理する。														
～略～	～略～														
別表(第4条関係)	別表(第4条関係)														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">会議内容</th> <th style="width: 30%;">委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第12条第1項第1号の規定による審査</td> <td>第2条第1項各号の学識経験者並びに副町長、<u>企画政策部長</u>、<u>総務部長</u>及び審査の対象となる公の施設を所管する部等の長 (略)</td> </tr> <tr> <td>条例第12条第1項第2号の規定による調査審議</td> <td>第2条第2項に掲げる町職員</td> </tr> </tbody> </table>	会議内容	委員	条例第12条第1項第1号の規定による審査	第2条第1項各号の学識経験者並びに副町長、 <u>企画政策部長</u> 、 <u>総務部長</u> 及び審査の対象となる公の施設を所管する部等の長 (略)	条例第12条第1項第2号の規定による調査審議	第2条第2項に掲げる町職員	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">会議内容</th> <th style="width: 30%;">委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第12条第1項第1号の規定による審査</td> <td>第2条第1項各号の学識経験者並びに副町長、<u>企画部長</u>、<u>総務部長</u>及び審査の対象となる公の施設を所管する部等の長 (略)</td> </tr> <tr> <td>条例第12条第1項第2号の規定による調査審議</td> <td>指定管理者の管理の状況に関する事項 上記以外の事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2条第1項各号の学識経験者及び同条第2項に掲げる町職員 第2条第2項に掲げる町職員</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>	会議内容	委員	条例第12条第1項第1号の規定による審査	第2条第1項各号の学識経験者並びに副町長、 <u>企画部長</u> 、 <u>総務部長</u> 及び審査の対象となる公の施設を所管する部等の長 (略)	条例第12条第1項第2号の規定による調査審議	指定管理者の管理の状況に関する事項 上記以外の事項		第2条第1項各号の学識経験者及び同条第2項に掲げる町職員 第2条第2項に掲げる町職員
会議内容	委員														
条例第12条第1項第1号の規定による審査	第2条第1項各号の学識経験者並びに副町長、 <u>企画政策部長</u> 、 <u>総務部長</u> 及び審査の対象となる公の施設を所管する部等の長 (略)														
条例第12条第1項第2号の規定による調査審議	第2条第2項に掲げる町職員														
会議内容	委員														
条例第12条第1項第1号の規定による審査	第2条第1項各号の学識経験者並びに副町長、 <u>企画部長</u> 、 <u>総務部長</u> 及び審査の対象となる公の施設を所管する部等の長 (略)														
条例第12条第1項第2号の規定による調査審議	指定管理者の管理の状況に関する事項 上記以外の事項														
	第2条第1項各号の学識経験者及び同条第2項に掲げる町職員 第2条第2項に掲げる町職員														